

平成 23 年 6 月 12 日

「UBS 国際分散投資ファンド」受益者の皆様へ

UBS グローバル・アセット・マネジメント株式会社

約款変更実施のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「UBS 国際分散投資ファンド」（以下「ベビーファンド」といいます。）および「UBS 国際分散投資マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）につきましては、約款変更に係る手続きとして、平成 24 年 5 月 10 日より平成 24 年 6 月 11 日までの間、受益者の方からの異議申立の受付を行いました。

その結果、ベビーファンドにつきましては、異議の申し立てをされた受益者の方の受益権の合計口数が、公告日（平成 24 年 5 月 10 日）現在の受益権総口数の二分の一を超えませんでした。

また、マザーファンドにつきましても、ベビーファンドの口数をもとに換算した、実質的に異議申立てのあった受益権の合計口数が公告日（平成 24 年 5 月 10 日）現在の受益権総口数の二分の一を超えませんでした。

以上をもちまして、予定どおり平成 24 年 6 月 13 日付で約款変更を行い、平成 24 年 7 月 4 日より適用することになりましたことをお知らせいたします。

■約款変更の内容

グループの香港拠点である UBS グローバル・アセット・マネジメント（HK）リミテッドにおいて人員の強化があったことに伴い、同社の運用体制を活用することで、より充実した運用サービスを投資家へ提供することを目的として、運用指図に関する権限の委託を行うため、マザーファンドの信託約款に所要の変更を行います。

また、これに伴い、委託先の所在地である香港の銀行休業日に取得申込みおよび一部解約を受付けないこととする等、ベビーファンドの信託約款に所要の変更を行います。

敬具